

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1315号)

平成27年10月15日

横情審答申第1315号

平成27年10月15日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年10月2日西戸第587号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「住民基本台帳カード交付・再交付申請書（平成23年特定月日）」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「住民基本台帳カード交付・再交付申請書（平成23年特定月日）」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「住基カードの発行した履歴がわかる物」の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年8月27日付で行った「住民基本台帳カード交付・再交付申請書（平成23年特定月日）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

住民基本台帳カード交付・再交付申請書については、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に規定する行政文書分類表（課等別）の住民基本台帳の関係の書類に当たり、1年保存の文書としている。よって、本件個人情報は、保存期間経過により廃棄しており、保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関は本件処分の理由として、保存期間経過により廃棄しており、保有していないと説明しているが、当初、住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）登録時には、閲覧出来ていたものであるため、コンピュータデータでも良いので開示を求める。

5 審査会の判断

- (1) 住基カード発行に係る事務について

住基カードの交付は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44に基づ

き行われている、市町村の自治事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8項）である。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人に係る平成23年特定月日付の住民基本台帳カード交付・再交付申請書である。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件個人情報は保存期間経過により廃棄済みであり、保有していないと説明しているため、当審査会では、平成27年6月18日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 西区総務部戸籍課（以下「西区戸籍課」という。）に設置されている、住民基本台帳ネットワークシステムの端末（以下「住基端末」という。）から住基カードの発行履歴を確認し、過去に申立人が申請した住民基本台帳カード交付・再交付申請書について全て特定を行った。

これらの文書のうち本件個人情報は1年保存の行政文書であることから、既に廃棄済みであったが、申立人は、発行の履歴を知りたいとのことであったので、個人情報非開示決定通知書には特定した文書件名に、住基端末において確認した住基カードの発行日を記載して本件処分を行った。

(イ) 本件異議申立てにおいて、申立人は、本件請求に係る保有個人情報としてコンピュータデータでも良いので開示を求める旨の主張をしている。

しかし、区役所に設置されている住基端末には端末画面のハードコピー（以下「ハードコピー」という。）を出力する機能がないため、西区戸籍課を含む各区戸籍課では、ハードコピーによるコンピュータデータの開示を行うことはできない。

また、住基端末の画面には非開示情報が含まれており、任意の情報提供として住基端末の画面を閲覧に供することもできない。

(ウ) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会の事情聴取を受けるに当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを所管する市民局区政支援部窓口サービス課（以下「窓口サービス課」という。）に、コンピュータデータによる開示の可能性について問い合わせたところ、窓口サービス課に設置されている住基端末では、ハードコピーを出力できることが判明した。

このことを受け、西区戸籍課では、今後、窓口サービス課と本件請求の追加

決定について調整を行う予定である。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 本件処分は、平成23年特定月日に申立人が提出した住民基本台帳カード交付・再交付申請書を西区戸籍課において特定し、行ったものである。文書の特定においては、西区戸籍課は住基端末を利用し、過去に申立人が申請した住民基本台帳カード交付・再交付申請書を全て特定し、そのうち、本件個人情報については保存期間経過により廃棄済みであり、保有していないため非開示としたとしている。

このことにつき、平成23年特定月日が平成22年度であるため、平成22年度行政文書分類表（課等別）を見分したところ、本件個人情報は、住民基本台帳関係（定例決裁簿）に該当し、1年保存の文書であることが確認された。

したがって、平成22年度に作成された1年保存の文書は、平成24年度に廃棄されていることから、本件請求がされた平成26年度において本件個人情報が廃棄済みであるとの実施機関の説明は是認できる。

(イ) 申立人は、本件請求についてコンピュータデータでもよいので開示を求めると主張している。

このことについて実施機関は、本件個人情報のほかに文書特定できるものとして、西区戸籍課において文書特定の際に利用した住基端末の、ハードコピーを挙げ、西区戸籍課においては住基端末にハードコピーを出力する機能がないため、当該ハードコピーを開示し、又は一部開示することはできないと説明している。

住民基本台帳に記載される事項は、秘匿性の高い個人情報であるため、このような秘匿性の高い情報を取り扱う端末では、無制限にハードコピーを出力できないよう制御すべきものと考えられることから、西区戸籍課において当該ハードコピーを開示し、又は一部開示することはできないという実施機関の説明は是認できる。

(ウ) 当審査会の事情聴取に先立ち、窓口サービス課においてはハードコピーを出力できることが判明したことから、事情聴取の実施後、実施機関は、窓口サービス課において、窓口サービス課に設置されている住基端末のハードコピーを特定し、本件請求に係る一部開示の追加決定を行ったとのことである。

本来、文書の特定は開示請求を受けた時点で全て行われることが望ましいが、

実施機関におかれては、今後とも適切に文書特定されることを期待する。

(4) 結論

以上のおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、結論において妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年10月2日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年10月16日 (第177回第三部会) 平成26年10月23日 (第257回第一部会) 平成26年11月14日 (第261回第二部会)	・諮問の報告
平成27年4月16日 (第183回第三部会)	・審議
平成27年5月21日 (第184回第三部会)	・審議
平成27年6月18日 (第185回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年7月23日 (第186回第三部会)	・審議
平成27年8月27日 (第187回第三部会)	・審議